

原子力災害対策指針の改定原案について

平成25年4月10日に開催された原子力規制委員会において、①緊急時モニタリングの実施体制、②安定ヨウ素剤の事前配付、についての改定原案が示されました。

なお、これは平成24年10月31日に原子力規制委員会において策定された指針（平成25年2月27日に一部改定）において、検討課題とされていた事項について、その後の検討結果が示されたものです。

1 改定原案の主な内容

(1) 緊急時モニタリングの実施体制や運用方法等の具体化

- ・ 緊急時モニタリングの実施体制として、国の総括の下で地方公共団体、原子力事業者等が目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら連携する体制をとる。
- ・ 緊急時モニタリングの事前措置として、国は緊急時モニタリングセンターの体制を準備するとともに要員、資機材の動員計画を作成する。地方公共団体は、国等の協力を受けて緊急時モニタリング計画を定める。
- ・ 発災後の緊急時モニタリングとして、国は緊急事態において速やかに緊急時モニタリング実施計画を策定し、モニタリングを実施する。緊急時モニタリング結果の解析・評価及び公表は国が一元的に実施する。

(2) 安定ヨウ素剤の事前配付の方法等の具体化

- ・ P A Z（5km 圏）においては、地方公共団体が、医師による説明や副作用、アレルギーの事前調査を行う等の適切な方法により、安定ヨウ素剤の事前配付を行う。
- ・ P A Z 外においては、地方公共団体は、緊急時に備えて安定ヨウ素剤の備蓄を行う。
- ・ 緊急時の服用については、原子力規制委員会が判断を行い、その判断に基づき原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示する。

2 原子力災害指針の改定に関する今後の予定

4月10日に示された改定案については、パブリックコメント（4/10～5/9）の結果を踏まえ、必要な修正等を行ったうえで5月中に決定される見通し。（効力発揮）

<引き続き今後の検討課題とされた事項>

<p>① 原子力災害事前対策の在り方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>実用発電用原子炉以外に係る緊急事態区分及びEALの在り方</u></li> <li>・ IAEAが公表する導出過程に基づく包括的判断基準からの<u>OILの算出</u>、OILの初期設定値の変更の在り方や放射線以外の人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づく<u>OILの設定の在り方</u></li> <li>・ <u>プルームの影響を考慮したPPAの導入</u>や実用発電用原子炉以外の原子力災害対策重点区域の範囲</li> </ul>
------------------------	--

② 緊急時モニタリングの在り方	・ <u>中期モニタリング及び復旧期モニタリングの在り方、防護措置の実の方策に対応した緊急時モニタリングの在り方</u>
③ オフサイトセンターの在り方	・ <u>実用発電用原子炉以外のオフサイトセンターの在り方</u>
④ 緊急被ばく医療の在り方	・ <u>プルーム通過時に対する防護措置としての安定ヨウ素剤の投与の判断基準の整備、屋内退避等の防護措置との併用の在り方等</u>
⑤ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故への対応	・ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う被ばく線量の管理の実態等を踏まえた緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への移行に関する考え方・除染・健康管理等の在り方、特定原子力施設指定を受けたことによるリスク評価等を踏まえた、原子力災害対策上留意すべき事項、町外コミュニティができた場合の災害対策の在り方等
⑥ 地域住民との情報共有等の在り方	・ 適切な防災対策の計画及び実施を実現するため、住民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定等

PAZ (Precautionary Action Zone : 予防的防護措置を準備する区域)

「防災対策を重点的に実施する区域」として新たに設置された区域。特定の事故事象が発生すれば直ちに避難するなど放射性物質が放出される前の予防的防護措置（避難等）を準備する区域。概ね 5 km。

EAL (Emergency Action Level : 緊急事態区分及び緊急時活動レベル)

原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の 3 つに区分し、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の状態等に基づいて設定された基準

IAEA (International Atomic Energy Agency : 国際原子力機関)

OIL (Operation Intervention Level : 運用上の介入レベル)

防護措置の実施を判断するため、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等について設定された基準。緊急時モニタリングの結果を OIL の値に照らして、防護措置の実施範囲が定められる。

PPA (Plume Protection Planning Area : プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域)

放射性物質を含んだプルーム（気体状、粒子状の物質を含む空気の一団）通過時の放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを避けるための屋内退避、安定ヨウ素剤の服用等の防護措置を実施する区域。